

仙台市6次産業化等チャレンジ支援事業実施要綱

(令和元年7月31日 経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 本事業は、農林漁業者等及び商工業者が、市内で生産・採取・漁獲された農林水産物等（以下「市内産農林水産物等」という）を主原料とした商品を製造又は販売する事業に対して必要な支援として、予算の範囲内において専門家の派遣及び補助金の交付を行い、以て本市農林水産業の6次産業化や農工商連携（以下「6次産業化等」という。）を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林漁業者等 農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者が組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいう。
- (2) 商工業者 自己の名をもって商行為をすることを業とする者、店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者、会社のいずれかに該当する者をいう。
- (3) 派遣対象者 専門家派遣事業において、専門家の派遣の決定を受けた者をいう。
- (4) 派遣専門家 専門家派遣事業において、派遣された専門家をいう。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業経営改善計画認定を受けている農業者等（認定新規就農者を含む）
- (2) 農業協同組合
- (3) 林業者
- (4) 森林組合
- (5) 漁業者
- (6) 漁業協同組合
- (7) 市内産農林水産物等を主原料とした商品を製造又は販売しようとする商工業者のうち、事業が本市の農林水産業振興に寄与し、かつ安定して事業を継続実施できると認められる者
- (8) その他市長が特に必要と認めた者

2 ただし、前項の対象者が、次のいずれかに該当する場合は、本事業の対象者となることができない。

- (1) 暴力団等との関係を有している場合
- (2) 本市に居住している又は事業所がない場合。ただし前項第7号に規定される者についてはこの限りではない。
- (3) 本市の市税（個人の場合は個人市民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税の種別割・都市計画税、個人以外の場合は個人市民税（特別徴収）・法人市民税・固定資産税・軽自動車税の種別割・都市計画税・特別土地保有税・事業所税）の滞納がある場合

- 3 前項第1号に規定する要件は、誓約書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- 4 第2項第3号に規定する要件は、市税納付状況確認同意書（様式第2号）により、申請者の同意に基づいて、市長が市税の納税状況を調査することにより、確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

（事業内容）

第4条 本事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

（1） 専門家派遣事業

第3条に掲げる対象者の6次産業化等の取組みに対し、専門家を派遣し、別に定める事業計画書の作成指導、課題整理、アドバイス、提言及び情報提供等を行う。

（2） 補助金交付事業

専門家派遣事業及び専門家の指導により作成した事業計画書に基づく6次産業化等の実施に必要な経費について、別に定めるところにより、補助金を交付する。

- 2 前項第1号における事業計画書の作成は、原則として2名以上の異なる分野の専門家を派遣して行う。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

（専門家派遣の申請）

第5条 専門家の派遣を受けようとする者は、専門家派遣申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、専門家の派遣又は非派遣の決定を行うとともに、その旨を専門家派遣・非派遣決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の決定を行う場合において必要があると認める場合は、専門家派遣の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

（専門家派遣の回数等）

第6条 専門家の派遣回数は、派遣対象者1者あたり年度内5回までとする。

- 2 派遣先での指導時間は、1回につき2時間を目安とする。

（専門家派遣申請の取下げ）

第7条 専門家派遣申請の取下げは、派遣決定の通知があった日から14日以内に専門家派遣申請取下書（様式第5号）により行うものとする。

（専門家派遣内容の変更等）

第8条 派遣対象者は、第6条第2項の決定通知の内容について、変更又は中止を希望する場合は、専門家派遣変更申請書（様式第6号）又は専門家派遣中止申請書（様式第7号）により申請を行い、市長の決定を受けなければならない。

- 2 前項の申請に対する決定は、専門家派遣（変更・中止）決定通知書（様式第8号）により行うもの

とする。

(専門家派遣終了報告)

第9条 専門家の派遣を受けた者は、派遣の都度、速やかに専門家派遣終了報告書(様式第9号)及び事業計画書を提出しなければならない。

(専門家派遣業務報告書)

第10条 派遣専門家は、派遣の都度、速やかに専門家派遣業務報告書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

(専門家派遣の取消)

第11条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第2項の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により派遣の決定を受けたとき
- (2) 派遣に付した条件に違反したとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、専門家の派遣の目的を達成できないと認められる事由があるとき

2 市長は、前項の規定により専門家の派遣を取り消したときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(専門家派遣事業の費用)

第12条 市長は、派遣事業終了後に派遣専門家より請求を受け、謝金を支払う。

2 派遣専門家への謝金の額は、派遣1回につき30,000円とする。なお、支払いに際しては、所得税法(昭和40年3月31日法律第33号)の定めにより源泉徴収を行う。

(守秘義務)

第13条 派遣専門家は、本事業により知り得た派遣対象者の情報を、正当な理由なく第三者に漏らすなど、これを自己の利益のために利用してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、特に必要があると認める事項については、経済局長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日から実施する。

(従前要綱の廃止)

2 仙台市農商工連携新商品等開発支援事業補助金交付要綱(平成24年10月1日経済局長決裁)及び仙台市六次産業化専門家派遣事業実施要綱(平成24年11月1日経済局長決裁)は、廃止する。

附 則（令和元年10月1日改正）

この改正は、令和元年10月1日から実施する。

附 則（令和6年3月8日改正）

この改正は、令和6年4月1日から実施する。